

住宅宿泊事業(民泊事業) 届出手続き等の手引き

【目次】

本編

1	住宅宿泊事業法の概要	P 1～2
2	住宅宿泊事業に係る届出について	P 2～3
3	関係法令について	P 4
4	定期報告について	P 5
5	住宅宿泊事業に必要な措置	P 5
6	適正な運営を確保するための監督等について	P 6
7	営業開始後の各届出について	P 7

別添 1	住宅宿泊事業届出書の記載方法について	P 8～12
別添 2	添付書類詳細及びチェックリスト	P 13～14
別添 3	宿泊者の安全確保のための措置に関するチェックリスト	P 15

仙台市健康福祉局保健所生活衛生課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 仙台市役所本庁舎 6 階

電話:022-214-8206 FAX: 022-214-8709

電子メールアドレス:minpaku -8206@city.sendai.jp

平成 30 年 3 月
(令和 6 年 2 月改訂)

1.住宅宿泊事業法の概要

・いわゆる民泊とは？

自宅の一部や空き家、別荘、マンションの空き室等を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊」を行う場合は旅館業法の許可を得るか、住宅宿泊事業法の届出を行う必要があります。

住宅宿泊事業法の制度全般について知りたいとき

- ・観光庁ホームページ民泊制度ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>
- ・民泊制度コールセンター(平日 9:00~18:00) 0570-041-389(よい民泊)

	旅館業法(簡易宿所)	住宅宿泊事業法(以下「法」という。)
許認可等	許可	届出
住居専用地域での営業	不可	可能
営業日数の制限	制限なし	年間営業日数 180 日以内 ※住居専用地域においては下表のとおり 条例による制限があります。
宿泊者名簿の 作成・保存義務	あり	あり
床面積の確保	33 m ² (ただし、宿泊者数 10 人未 満の場合は、3.3 m ² /人)	宿泊者1人あたり 3.3 m ²
衛生措置	換気、採光、照明、防湿、清潔等 の措置	定期的な清掃及び換気、除湿、清潔等の 措置
非常用照明等の 安全確保の措置	あり	あり(家主同居で宿泊室の面積が小さい 場合は不要)
消防用設備等の設置	あり	あり(家主同居で宿泊室の面積が小さい 場合は不要)
仙台市内における 届出・相談先	施設所在地の区役所衛生課	生活衛生課

重要!!

仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例について

「仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例」により仙台市内においては、都市計画法に基づき用途地域が、

「第1種低層住居専用地域」, 「第2種低層住居専用地域」

「第1種中高層住居専用地域」, 「第2種中高層住居専用地域」の場合、

日曜の正午から次の土曜日の正午まで住宅宿泊事業は禁止です。(左下図)

ただし、祝日が土曜日、日曜日または他の祝日と連続する場合は、その連続する期間の初日の正午から末日の正午までは宿泊可能です。(右下図)

用途地域については「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」にてご確認ください。

土曜日から日曜日までの一泊二日のみ可能

土	日	月	火	水	木	金
宿泊可能						
正午	正午					

(例)月曜日が祝日の場合

土	日	月	祝	火	水	木	金
	宿泊可能						
正午		正午					

・住宅宿泊事業ができる「住宅」とは(法第2条第1項)

住宅宿泊事業として届出をするには以下の①設備要件及び②居住要件を満たしている必要があります。



①届出住宅内に「台所」、「浴室」、「便所」、「洗面設備」が設けられていること
一つの設備に複数の機能があるユニットバス等も認められます。設備は届出住宅内に設ける必要がありますので、近隣の公衆浴場を浴室として届出することはできません。

②人の居住の用に供されていると認められている家屋であること

- (A) 現に人の生活の本拠として使用されている家屋
⇒現にその家屋において特定の者の生活が営まれている家屋
- (B) 入居者の募集が行われている家屋
⇒分譲(売却)または賃貸いずれかの形態で、空き室の状態を解消し、人の居住用に供するため入居者の募集が行われている家屋
- (C) 随時その所有者、賃借人及び転借人の居住の用に供されている家屋
⇒別荘、セカンドハウス等生活の本拠ではないが、居住のため随時利用する家屋

※人の居住の用に供されていない民泊専用の投資用マンション等では住宅宿泊事業の届出はできません。
また、他の事業(人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く)が行われている施設も届出できません。

・住宅の管理を委託しなければならない場合(法第11条)

次の①もしくは②に該当する届出住宅は、管理業務の全てを一の住宅宿泊管理業者に、委託しなければなりません。

ただし、自らが住宅宿泊管理業者であり、管理を行う場合を除きます。

① 5室を超える居室を管理する場合

② 届出住宅に宿泊させる間、不在となる場合(一時的な不在や法で定める場合を除く)

- ※法人が届出する場合、従業員が届出住宅内に住んでいた(常駐)としても不在となります。
- ※委託する場合は、届出書及び添付書類の内容を住宅宿泊管理業者に通知する必要があります。
- ※委託を複数の業者に分割したり、管理業務の一部を自ら行うことはできません。
- ※委託業者の変更等、届出後新たに委託契約を締結する場合は、事前の届出が必要です。

住宅宿泊管理業登録に関する事務は、主たる営業所を管轄する地方整備局で行っています。

・東北地方における相談先

⇒国土交通省東北地方整備局 建設産業課 住宅宿泊管理業係

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL:022-225-2171

※住宅宿泊管理業者の一覧は、管轄する地方整備局等ごとのホームページに掲載されていますので参考にしてください。

2. 住宅宿泊事業に係る届出について

・手続き方法

届出は国の「民泊制度運営システム(以下「システム」という。)」を利用して行うことが原則です。

システムは観光庁ホームページ「民泊制度ポータルサイト」から利用できます。

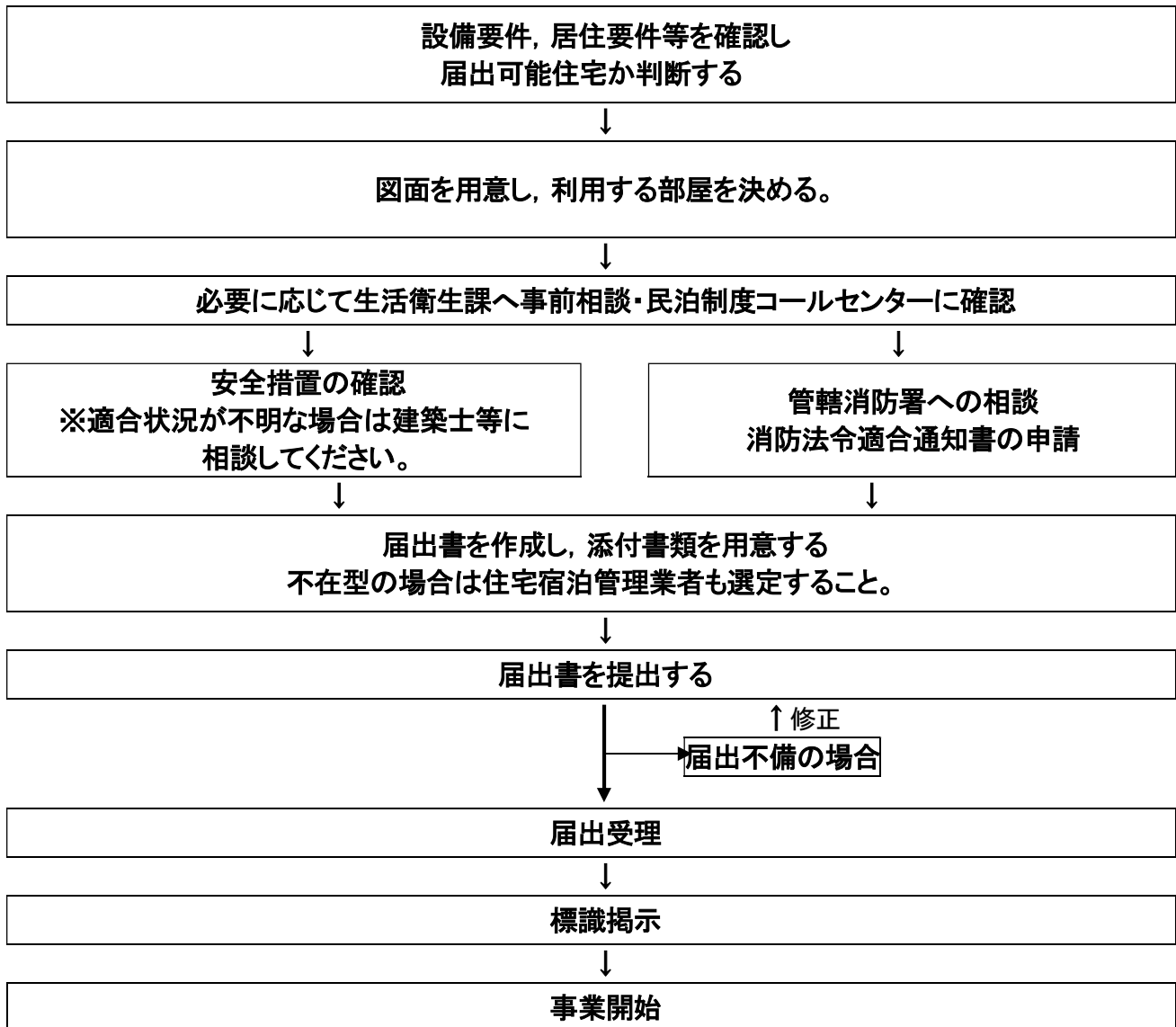
URL: <https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

※書類による届出や、システムと書類を併用した届出もできます。書類による届出の場合、窓口で対応しますので事前に生活衛生課へご連絡ください。

※届出を行った住宅の所在地を仙台市ホームページにて公表しております。

・手続きの流れ

事業開始までの大まかな流れは以下のとおりです。



・届出書類及び添付書類の記載について

届出は一の「住宅」ごとに第一号様式「住宅宿泊事業届出書」を用います。内容確認等に時間を要しますので、届出書等は余裕をもって提出してください。

届出書の記載方法については別添(P8～12)を、添付書類については別添(P13, 14)をそれぞれ参照してください。

※官公署が証明する書類は届出日前3カ月以内に発行されたものとし、写しは認められません。

※書類による届出の場合、様式等は仙台市ホームページよりダウンロードできます。

※住宅以外の用途の部分、住宅宿泊事業の用に供する部分として届出することはできません。

※既に届出されている「住宅」について、重複して届出することはできません。

※外国法人または外国籍の個人及び役員、法定代理人においては、外国政府等が発行した書類
その他これに準じるものとしませんが、詳細についてはご相談ください。

※添付書類は原則日本語または英語で記載されたものに限り、英語の場合は日本語翻訳文を添付してください。

※個人の届出者については、実在確認のため住民票の提出を求める場合があります。

3. 関係法令について

〈消防法令適合通知書に関する事〉

宿泊者の安全確保のため、事業開始にあたっては、消防法令を遵守することが必要です。消防法令への適合状況について、届出前に管轄の消防署等に相談するようお願いします。なお、消防法令に適合していない状態で事業を開始すると、住宅宿泊事業法に基づく業務停止命令等の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

⇒各消防署予防課 (青葉)022-234-1121 (宮城野)022-284-9211 (若林)022-282-0119
(太白)022-244-1119 (泉)022-373-0119
(宮城総合支所管内は宮城消防署予防係)022-392-8119

〈ごみの出し方に関する事〉

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは事業ごみです。事業ごみの分け方や出し方は家庭ごみと異なります。詳しくは事業ごみ減量課にお問い合わせください。

⇒環境局事業ごみ減量課 022-214-8679

〈食品営業許可関係〉

宿泊者に対し食事を提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可が必要になります。詳しくは各区役所衛生課食品衛生係へお問い合わせください。

〈飲用水関係〉

井戸水等の上水道以外の水を使用する場合は、自動滅菌装置などを設置し、水質検査を実施して飲用に適するか確認する必要があります。なお、上水道の使用が最も安全です。

詳しくは各区役所衛生課生活衛生係へお問い合わせください。

〈温泉利用施設許可関係〉

届出住宅で温泉を利用する場合は、温泉法に基づく温泉の利用許可が必要になります。詳しくは各区役所衛生課生活衛生係へお問い合わせください。

なお、温泉を利用する場合は温泉法以外の他法令による手続きが必要な場合があります。入湯税に関しましては、財政局市民税企画課へお問い合わせください。

・入湯税に関する事について

⇒財政局市民税企画課 022-214-8625

〈仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例に関する事〉

⇒文化観光局誘客戦略推進課 022-214-8019

〈都市計画法に基づく用途地域に関する事〉

⇒各区役所街並み形成課(上記各区役所代表電話参照)

〈建築基準法に関する事〉

⇒都市整備局建築指導課 022-214-8348

各区役所代表電話

(青葉)022-225-7211

(宮城野)022-291-2111

(若林)022-282-1111

(太白)022-247-1111

(泉)022-372-3111

4. 定期報告について(法第 14 条)

住宅宿泊事業者は届出住宅ごとに以下の①～④の事項について毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 15 日までに、前 2 カ月分の状況を報告しなければなりません。

①宿泊日数 ②宿泊者数 ③延べ宿泊者数 ④国籍別の宿泊者数(②の内訳)

正午から翌日正午までを一日とします
人を泊めた実績があれば、短期間でも「一日」となります

※報告にあたってはシステムを利用することを原則とします。

5. 住宅宿泊事業に必要な措置


住宅宿泊事業を実施するにあたっては、以下の措置を講じなければなりません。

①宿泊者の衛生の確保(法第 5 条)

- 居室の宿泊者 1 人あたりの床面積を 3.3m² 以上確保すること
- 定期的な清掃及び換気を行うこと

②宿泊者の安全の確保(法第 6 条)

- (必要に応じ)非常用照明器具を設けること
- 避難経路を表示すること
- 火災等の災害に対する安全確保措置を講ずること
(P15 別添 3 チェックリスト参照)


安全措置については届出図面に明示する必要があるため、内容について届出前に十分に確認してください

③宿泊者の快適性・利便性の確保(法第 7 条)

- 外国語を用いて、設備の使用方法に関する案内をすること
- 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること
- 外国語を用いて、火災等の災害発生時の通報連絡先に関する案内をすること
(書面の備付け、タブレット端末への表示等)

④宿泊者名簿の備付け(法第 8 条)

- 宿泊者名簿には宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合は国籍及び旅券番号が記載できるようにすること
- 宿泊者名簿は届出住宅又は住宅宿泊事業者の営業所(事務所)に備え、作成の日から三年間保存すること

⑤周辺地域の生活環境への配慮(法第 9 条)

- 以下の事項について書面等を備え付けるなどにより宿泊者に説明すること
・騒音の防止 ・ごみの処理 ・火災の防止 ・その他必要な事項
- 外国人宿泊者に対しては上記事項について外国語で説明すること

⑥周辺地域住民からの苦情等への対応(法第 10 条)

- 周辺住民からの苦情や問い合わせについて、迅速かつ適切に対応すること
(届出を行う前に周辺住民に対し事業について事前に説明することや
リスク対応として火災保険等適切な保険に加入することが望ましい)

⑦標識の掲示(法第 13 条)

- 届出住宅ごとに国で定める様式による標識を、公衆の見やすい場所に掲示すること
(玄関等において、概ね地上 1.2m 以上 1.8m 以下で見やすい場所が望ましい)
- ウェブサイトを作成している場合は、届出住宅における掲示に加え、当該ウェブサイト上でも標識を掲示することが望ましい

《宿泊サービス提供契約の締結の代理等を他人に委託する場合(法第 12 条)》

宿泊者に対する届出住宅における宿泊サービスの提供に係る契約の締結の代理または媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者または旅行業者に委託しなければなりません。

6. 適正な運営を確保するための監督等について

〈業務改善命令等〉(法第 15 条・第 16 条)

都道府県知事等は住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは業務改善命令(法第 15 条)を、また、その命令や法令に違反した場合は業務停止命令(法第 16 条第 1 項)を発することができます。

さらに、上記命令等に違反し、監督目的の達成ができない場合は住宅宿泊事業の廃止命令(法第 16 条第 2 項)を発することができます。

法に基づく住宅宿泊事業者に関連する罰則は以下のとおりです。

法条文	対象内容(関連法律条文)	罰則
第 73 条	・住宅宿泊事業の届出において虚偽の届出をした者(第 3 条第 1 項) ・業務停止命令又は業務廃止命令に違反した者(第 16 条第 1 項又は第 2 項)	6 月以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金又は併科
第 75 条	・住宅宿泊管理業務の委託義務に違反し委託しなかった者(第 11 条第 1 項) ・宿泊サービス提供契約の締結代理又は媒介を住宅宿泊仲介業者又は旅行業者以外に委託した者(第 12 条)	50 万円以下の罰金
第 76 条	・届出の記載事項に変更が生じたにも関わらず届出をしなかった者又は虚偽の届出をしたもの(法 3 条第 4 項) ・宿泊者名簿について、備付けをしなかった者、必要事項の記載をしなかった者又は提出の要求に応じなかった者(法 8 条第 1 項、第 36 条準用) ・標識を掲示しなかった者(第 13 条) ・宿泊日等の定期報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者(第 14 条) ・業務改善命令に違反した者(第 15 条) ・法に基づく報告の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をした者(第 17 条第 1 項) ・法に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(第 17 条第 1 項) ・法に基づく質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者(第 17 条第 1 項)	30 万円以下の罰金
第 78 条	・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第 72 条から第 76 条までの違反行為をした行為者のほか、その法人又は人	該当条文の罰則
第 79 条	・廃業等届出書の提出事項に該当したにも関わらず届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者(第 3 条第 6 項)	20 万円以下の過料

※なお、次の場合は旅館業法違反として罰則の対象となることがあります

- ・法第 3 条第 1 項に基づく届出をしないで営業する(無届民泊)
- ・1 年間で 180 日を超えて営業する
- ・法の「住宅」の定義に該当しなくなった施設において営業する

〈報告徴収及び立入検査〉(法第 17 条)

都道府県知事等は住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類等の物件を検査し、関係者へ質問することができます。

7. 営業開始後の各届出について

・変更届(法第3条第4項)

届出事項について変更があった場合には、**変更があった日から30日以内**に届出事項変更届出書(第二号様式)及び関連する添付書類を提出してください。

ただし、住宅宿泊管理業者の委託に関する事項について変更しようとする場合は、**あらかじめ**届出事項変更届出書及び関連する添付書類を提出してください。

・廃業等届(法第3条第6項)

次の場合には、**該当日より30日以内**に廃業等届出書(第三号様式)を提出してください。

該当事項	届出を行う者
①住宅宿泊事業者である個人が死亡したとき	相続人
②住宅宿泊事業者である法人が合併により消滅したとき	消滅した法人の代表役員
③住宅宿泊事業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
④住宅宿泊事業者である法人が②・③以外の理由により解散したとき	清算人
⑤住宅宿泊事業を廃止したとき	届出者(法人の場合はその代表役員)

(別添 2) 添付書類詳細及びチェックリスト

1. 届出者に関するもの

届出者の分類	添付書類	備考	チェック欄	
個人 (未成年の場合は法定代理人、法定代理人が法人の場合はその役員)	①届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(「身分証明書」)	本籍地の市町村(特別区を含む)に交付請求する		
	②欠格事由(法第4条1号~6号, 8号)に非該当の誓約書	参考様式B		
	届出者が未成年者の場合であって、その法定代理人が法人の場合	③法定代理人の登記事項証明書(法人登記)	法務局に交付請求する	
	届出者が未成年者の場合	④法定代理人の同意書		
法人	①定款または寄付行為	商号, 事業目的, 役員数, 任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が②と一致していて, 現在効力を有するもの		
	②登記事項証明書(法人登記)または「登記情報提供サービス」の照会番号	法務局に交付請求する(一財)民事法務協会が運営する登記情報提供サービスの10ケタの照会番号でも可		
	③代表者を含む役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(「身分証明書」)	本籍地の市町村(特別区を含む)に交付請求する		
	④欠格事由(法第4条2号~4号, 7号~8号)に非該当の誓約書	参考様式A		

※官公署が証明する書類は届出日前3カ月以内に発行されたものとし、写しは認められません
(なお、システム利用において原本を電子化したものを届出した場合は、原本を別途送付する必要はありません)

2. 住宅に関するもの

住宅の分類		添付書類	備考	チェック欄
共通事項		①住宅の図面 (備考に掲載した項目について記載のあるもの) 必要事項が明記されていれば手書きでも可	・台所、浴室、便所、洗面設備の位置 ・非常用照明器具や、火災報知器の位置等法6条に規定する安全措施の内容 ・住宅の間取り及び出入口 ・各階の別 ・以下の床面積 1) 居室(宿泊者の占有部分) 内寸面積 2) 宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する部屋) 壁芯面積 3) 宿泊者の使用に供する部分(使用する部分から宿泊室を除いたもの) 壁芯面積 1)～3)の該当部分がわかるように図面で色分けをする	
		②住宅の登記事項証明書	法務局に交付請求する	
		③消防法令適合通知書	消防署に申請する	
家屋の別	生活の本拠	—		
	入居者募集家屋	④-1 入居者募集が行われていることを証する書類	入居者募集の広告や賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し等	
	随時居住家屋	④-2 居住の用に供されていることを証する書類	届出住宅周辺の商店での買物レシートや公共交通機関の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等	
権利関係	届出者所有	—		
	届出者が賃借人	⑤-1 賃貸人が民泊を承諾したことを証する書類		
	届出者が転借人	⑤-2 賃貸人及び転借人が民泊を承諾したことを証する書類		
2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの		⑥専有部分の用途に関する規約の写し(マンションの管理規約など)	規約に民泊についての定めがない場合は、管理組合に民泊禁止の意思が無いことを確認した誓約書(参考様式C)	
管理業務を業者に委託する場合		⑦委託契約締結時の交付書面(法第34条)の写し	届出住宅や管理業務の実施方法等が記載されている書面	

(なお、システム利用において原本を電子化したものを届出した場合は、原本を別途送付する必要はありません)

※添付書類は原則日本語または英語で記載されたものに限り、英語の場合は日本語翻訳文を添付してください

(別添3) 宿泊者の安全確保のための措置に関するチェックリスト

※以下について届出前に確認し、実施内容について図面に明示してください

※内容の詳細については、「民泊の安全措置の手引き」(平成29年12月26日(令和2年4月1日最終改訂) 国土交通省住宅局建築指導課)を参照してください

住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト

安全の措置に関するチェックリスト

届出住宅等の	建て方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A) 一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下 2) 上記以外	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B) 共同住宅、寄宿舍	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下 2) 上記以外	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(①~⑦)をチェック						
安全の措置	告示第一(非常用照明器具)					
	①	非常用照明器具が設置されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第一号(防火の区画等)					
	②	複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号イ					
	③	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号ロ					
	④	宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、届出住宅が主要構造部を耐火構造又は準耐火構造等とした建築物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号ハ					
	⑤	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である(対象階:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である(対象階:)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
告示第二第二号ニ						
⑥	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
告示第二第二号ホ						
⑦	(1) 宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、縦穴部分と縦穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記(1)(2)以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合